

第5次斜里町総合計画

スタート。(期間平成18年度～25年度)

4月から、新しい総合計画に基づいて、まちの事業がすすめられています。今回は、その概要についてお知らせします。

総合計画とは？

市町村は、その事務を行うにあたり、議会の議決をへてその地域における総合的・計画的な行政運営を図るための

「基本構想」を定め、これにそって、すすめられなければならないと、法律で定められています。この「基本構想」と、これ

に基づいて定める「基本計画」、「実施計画」を合わせて、「市町村総合計画」と呼びます。

総合計画によるまちづくりの意義は？

次の点に要約することができます。

- ・ 総合計画は、地方自治体の憲法ともいえるべきものです。
- ・ 計画的なまちづくりを行い効率的な行政運営を図ることができます。
- ・ まちの将来像と長期目標を定めることで、住民や各団体の公共的な行動目標を明示し、理解と協力を得ることができ
- ます。
- ・ 対外的に、まちの意思表示をすることで、国や、北海道などが各種の地域計画を策定し、事業を行うにあたっての指針となります。



で生活が営まれ、と文化が維持され、

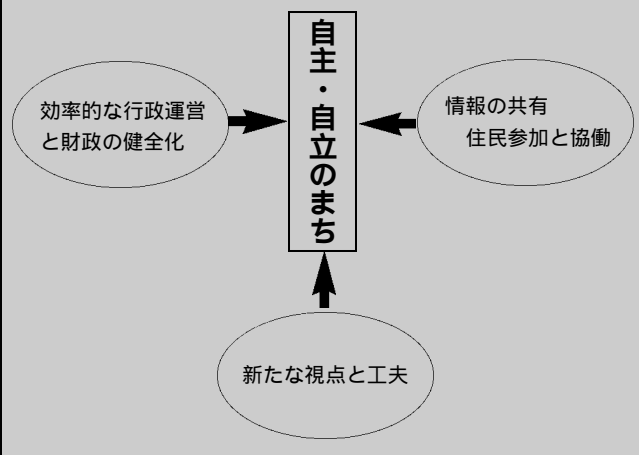
とが、わが町の個性

自然と人のくらしのあるべき姿を求める

図1

計画の基本姿勢

行政の効率的な運営と財政の健全化により「自主・自立のまち」をめざす計画
 住民と行政が情報を共有し、住民参加と協働により「自主・自立のまち」をめざす計画
 21世紀を切りひらく新たな視点と工夫により「自主・自立のまち」をめざす計画



新総合計画策定の背景

斜里町はこれまで、第1次（昭和46～53年度）、第2次（昭和54～60年度）、第3次（昭和61～平成7年度）、第4次（平成8～17年度）の総合計画を策定し、これらに基づいた行政運営をすすめてきました。

一方で、わが国の経済は、バブル経済の崩壊をきっかけにして、長期低迷期に入り、社会・経済の構造も急激に変化しました。

斜里町においても、平成12年度以降、毎年度、地方交付税が削減され、大型事業の見直しを余儀なくされたところ

であり、この苦しい行財政運営は今年度も続いているところです。

こうした背景のもと、21世紀初頭を展望した、斜里町をめざす姿（将来像）と、それを実現するために、住民のみならず共に、町が何をすべきか明らかにするため、新たな総合計画の策定を行いました。

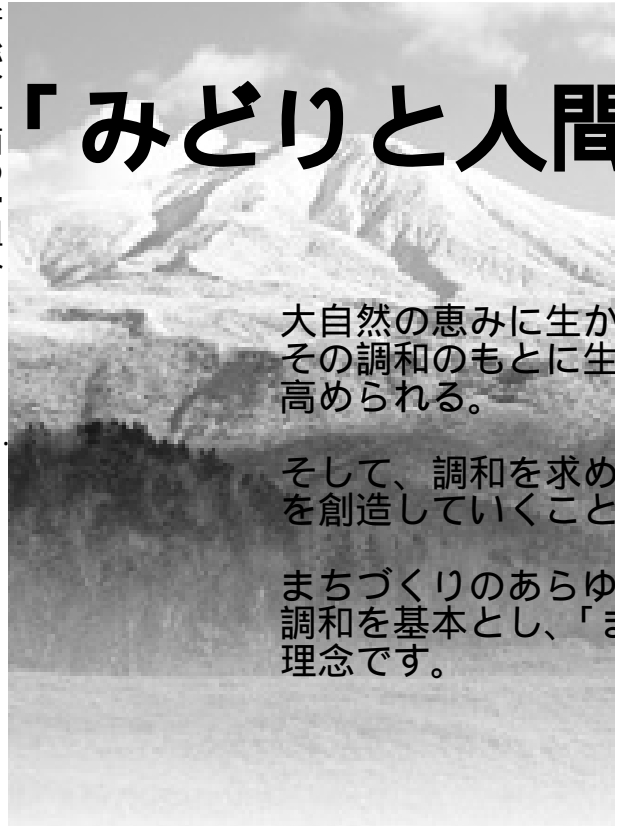
この策定にあたっては、住民や各種団体の代表として、45名の「斜里町まちづくり審議会（上野洋司会長）」のみなさんに審議していただきました。

「みどりと人間」

大自然の恵みに生か
その調和のもとに生
高められる。

そして、調和を求め
を創造していくこと

まちづくりのあらゆる
調和を基本とし、「ま
理念です。



新総合計画の骨組み

1. 計画の性格

この計画は、今後とも斜里町が発展するため、将来に向かってすすむべき目標を定め、その実現に必要な主な施策を示しており、まちづくりをすすめるうえで、最も上位に位置づけられる計画であり、行政運営や住民活動などあらゆる分野での総合的、計画的な指針としての性格をもちます。また、計画実現に向けては、町が主体性をもって、国や、北海道、民間と連携するなど、新しい時代を切りひらく幅広い取り組みをすすめます。

2. 計画の名称

計画の名称は、「第5次総合計画」とします。

3. 計画の期間

計画の期間は、平成18年度から平成25年度までの8年間とします。

4. 計画の構成

この計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成します。

・「基本構想」とは、まちづくりにおける将来像と、その実現のための基本的考え方を示すもので、基本計画の基礎となるものです。

・「基本計画」とは、基本構想の実現のために進むべき方向性を明らかにして、分野ごとに基本目標、施策などを設定し、その実現をめざすものです。

・「実施計画」とは、基本計画を具体的に行っていくた

め、個別事業を明らかにし、優先順位などを定める年次計画です。前期、後期に分け、必要に応じて見直しを行うこともあります。また、予算編成の指針となるものです。

第5次総合計画の基本姿勢

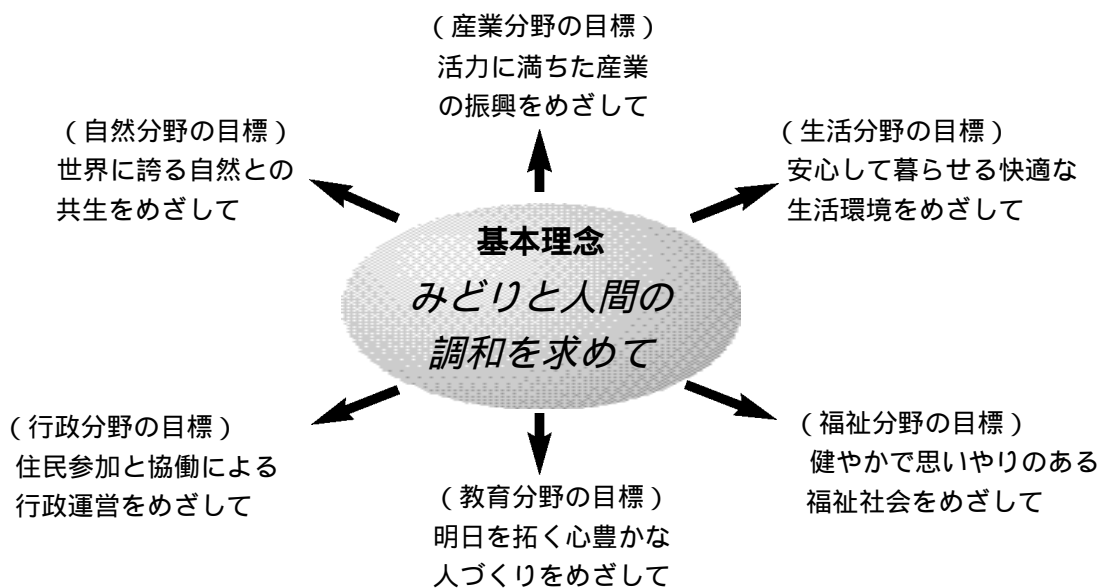
第5次総合計画では、今後も続くきびしい行財政環境を乗り切り、自主・自立のまちづくりをめざすために、行政改革や財政健全化に取り組むとともに、住民自らまちづくりに参加する機会をつくり、住民とともに21世紀を切りひらくまちづくりをすすめます。(図1参照)

変わらない基本理念
「みどりと人間の調和を求めて」

昭和46年の第1次総合計画から変わらず、まちづくりの基本理念として掲げてきた「みどりと人間の調和を求めて」は、すべての行政計画に反映されるものとして位置づけられ、知床が世界自然遺産に登録されるなど、世界に誇ることができる大きな成果をもたらしました。この先見性や、一貫性を大切にして、まちづくりにおける究極の理念として、受け継ぐべきものです。

図2

総合計画の基本理念と6つの基本目標



基本理念を支える、6つの基本目標

分野を6つに分け、それぞれに基本目標を定めています。

自然「世界に誇る自然との共生をめざして」

産業「活力に満ちた産業の振興をめざして」

生活「安心して暮らせる快適な生活環境をめざして」

福祉「健やかで思いやりのある福祉社会をめざして」

教育「明日を拓く心豊かな人づくりをめざして」

行政「住民参加と協働による行政運営をめざして」

(図2参照) 将来の人口は、どうなっていくのか。

定住人口

明治以降、日本の総人口は第2次世界大戦期を除き、増加を続けてきました。ところが、出生数の減少や、高齢化に伴う死亡者の増加で、平成19年から人口は減少していくことが国立社会保障・人口問題研究所の試算で明らかにされています。

斜里町の人口は、過去10年間の国勢調査で平成7年の1万4千634人から、平成12年では1万4千64人になり、平成17年の推定では1万3千405人で、約8%の減少となつてい

ます。人口構成別での推移では、この間で若年者人口は約34%減少し、高齢者人口が約31%増加するなど、少子高齢化の影響がはつきりと表れています。

都市への人口集中と地方の過疎化がすすむ中、斜里町も例外ではなく、一層の過疎化がすすむと考えられます。あわせて、日本の総人口が減少する「人口減社会」の到来が予測されていることから、本計画において、平成25年度の定住人口を1万2千200人として

交流人口

交流人口というところからは、アメリカではじめて使われたもので、たまたま訪れる人を第1交流人口、観光客を第2交流人口、地域振興やボランティアなどで訪れる人を第3交流人口と定義しています。

斜里町では、農業、漁業に次ぐ基幹産業である観光産業に様々な事業を進めていることから、人口指標として、新たに観光人口を中心とした交流人口を指標に加えています。計画では、過去10年間の観光人口の推移と、世界自然遺産登録の効果による増加を見込み、さらに、第1及び第3交流人口を加えて、平成25

【 重点的なプロジェクト 】

(1) 計画期間内に実現をめざすもの

平成18年度以降、計画期間内に実現をめざす比較的大型ハード事業

中心市街地活性化事業	一般廃棄物処理施設建設事業
ウトロ市街地再開発事業	町立図書館の建設事業
町営住宅の再生事業	

(2) 計画期間中に推進をはかるもの

行政運営上、計画期間中に推進強化をはかるソフト事業

農地地力増進対策の強化	しれとこ100平方メートル運動の森・
流域林業活性化事業の推進	トラストの推進
農水産物の付加価値の推進	在宅福祉サービス事業の推進
観光通年化対策の推進	地域医療サービスの充実
防災対策の強化	次世代育成支援対策の推進
住民との協働の推進	障がい者自立支援事業の推進
男女共同参画社会形成の推進	生涯学習推進体制の整備促進
資源リサイクル事業の推進	文化・スポーツ活動の振興
国立公園の保護強化と適正な利用	地域間交流及び国際化の推進
エコツーリズムの推進	定住促進と移住者対策の推進

(3) 連携事業としてすすめるもの

計画期間中に、国や道、民間活力により地域経済や福祉の向上をめざす主な連携事業

土地改良事業の促進	世界自然遺産関連事業の促進
漁港の整備促進	情報・通信網高度化の促進
幹線道路交通網の整備促進	老人福祉施設(特養等)の整備促進
自然公園施設の整備促進	

年度の交流人口を198万人としています。

重点的なプロジェクト

第5次総合計画で重点プロジェクトとして、計画期間内に実現をめざすものや、計画期間中に推進をはかるもの、連携事業としてすすめるものは、図3のとおりです。

基本目標実現に向けての48の施策

分野別に掲げた6つの基本目標の実現に向け、特に大切な要点(施策の大綱)として、48の施策を展開していきま

す。(5頁参照) 計画書の内容は、ホームページでご覧になれます

今後、本計画書は、冊子にまとめられ、関係機関や団体

等に配布される予定です。また、今回お知らせできなかった「基本計画」や「財政計画」の内容を含むすべての情報は、町のホームページでも見ることができるので、ぜひ、ご活用ください。

「第5次総合計画」についての問い合わせ先 企画総務課 企画調査係(内線213)

分野	施策の大綱	施策の目標	分野	施策の大綱	施策の目標			
自然 世界に誇る自然との共生をめざして	自然保護	<ul style="list-style-type: none"> ・自然教育活動の推進 ・野生生物保護管理の推進 ・エコツーリズムの推進 ・自然文化村・自然大学構想づくり 	生活 安心して暮らせる快適な生活環境をめざして	防災・消防・救急	<ul style="list-style-type: none"> ・防災体制の充実 ・防災意識の啓発 ・災害に強い基盤整備 ・消防施設、装備の充実 ・消防組織の拡充 ・防火思想の普及 ・救急体制の強化 			
	世界自然遺産	<ul style="list-style-type: none"> ・世界自然遺産の保護管理 ・国立公園の保護管理 ・施設整備等の促進 			情報・通信	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信基盤の整備と情報化の推進 ・個人情報等の適正管理 ・郵便サービスの確保 		
	100平方メートル運動	<ul style="list-style-type: none"> ・保管理事業の推進 ・森林再生事業の推進 ・ナショナル・トラスト資産の適正な公開 				交通・運輸	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な交通体系の充実 ・新交通システムの調査・研究 	
	みどりの環境	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化の推進 ・水環境の保全 ・景観づくり 					交通安全・防犯・消費者保護	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全の推進 ・犯罪等の防止 ・消費生活の安定と向上 ・人権擁護活動の推進
産業 活気に満ちた産業の振興をめざして	農業	<ul style="list-style-type: none"> ・生産基盤の整備・保全 ・経営基盤強化の促進 ・活力ある農村づくりの展開 		衛生環境				<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画の策定 ・環境衛生活動の促進 ・公害対策
	林業	<ul style="list-style-type: none"> ・林業の振興と森林保全 			循環型社会			<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物対策の推進 ・リサイクル事業の推進 ・地球温暖化防止対策の推進
	漁業	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業生産基盤の確立 ・漁獲物の消費拡大 ・生産環境と安全対策推進 				墓地・火葬場		<ul style="list-style-type: none"> ・墓地の整備 ・火葬場の管理
	商業	<ul style="list-style-type: none"> ・商業環境の整備 ・商店街の活性化推進 ・消費対策の促進 					地域福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の充実
	工業	<ul style="list-style-type: none"> ・農水産工業の振興 ・中小工業の活性化 ・新規企業の創出、誘致 ・骨材の確保 						児童福祉
	雇用・労働	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用対策の充実 ・季節労働者対策の充実 ・勤労者対策の充実 			障がい者[児]福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者(児)福祉の充実 		
	観光	<ul style="list-style-type: none"> ・観光の振興 ・観光通年化対策の促進 ・ウナベツ周辺の観光開発促進 ・斜里市街地周辺の観光PRの促進 				ひとり親家庭・低所得者福祉		
生活 安心して暮らせる快適な生活環境をめざして	都市整備	<ul style="list-style-type: none"> ・都市機能の整備 ・中心市街地活性化事業の推進 ・ウトロ市街地再開発事業の推進 		福祉 健やかで思いやりのある福祉社会をめざして			高齢者福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿時代への対応 ・高齢者福祉の充実 ・総合相談機能の充実
	住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・民間住宅建設の促進 ・公営住宅整備事業の促進 	保健					<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりの推進 ・保健事業の充実 ・感染症・難病対策の推進 ・精神保健対策の充実 ・保健指導・管理体制の充実
	道路・河川	<ul style="list-style-type: none"> ・国道・道道の整備促進 ・地域コミュニティ道路の整備 ・橋梁の整備促進 ・河川改修事業の促進 			医療			<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療体制の充実 ・医療提供体制の充実 ・町立国保病院の運営
	土地保全	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の未然防止策の強化 ・治山・治水事業及び海岸保全対策 				保険・年金		<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険制度の充実 ・介護保険制度の充実 ・国民年金制度の充実
	上下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・水源、水質、水量の安定供給の確保 ・水道事業の健全経営 ・下水道整備の推進と普及促進 ・合併処理浄化槽の普及促進 ・下水道事業の健全経営化 						

分野	施策の大綱	施策の目標	分野	施策の大綱	施策の目標
教育	生涯学習	・生涯学習の推進	教育	博物館	・調査研究・資料収集活動の推進と成果の公開
		・生涯学習推進体制の充実			・郷土学習を中心とした生涯学習機会の提供
	学校教育	・教育施設、環境の整備	図書館	・博物館及び野外学習施設の充実	・文化財保護活動の推進
		・教育内容の充実		・図書建設の推進	
	学校給食	・就学対策	町民憲章	・憲章の普及と実践	・町のシンボル等の普及
		・教職員の資質向上、指導体制の確立		・住民との協働事業の推進	
	社会教育	・ふるさと留学の推進	住民との協働	・自治会活動及び住民団体の活動支援	・行政情報の積極的公開
		・私学の振興への支援		・行政情報の積極的公開	
公民館	・高校教育の振興	地域間交流	・男女共同参画社会の推進	・近隣市町村との交流促進	
	・給食内容の充実改善		・姉妹町・友好都市との交流推進		
文化・芸術	・給食施設・設備の改善	国際化	・国際交流の推進	・地域の国際化	
	・給食業務及び栄養管理システムの整備		・行政の国際化		
スポーツ	・食の教育推進	定住・移住	・定住環境の充実	・U・J・Iターン対策の推進	
	・食の教育推進		・広域共同事務の推進		
公民館	・公民館活動の充実強化	広域行政	・広域行政の推進	・市町村合併の検討	
	・利用団体、サークルの育成		・市町村合併の検討		
文化・芸術	・公民館施設の適切な維持管理	行政執行	・小さな行政の推進	・行政評価の推進	
	・町民による文化・芸術活動の助長		・事務処理の効率化		
文化・芸術	・芸術文化鑑賞機会の充実	財政	・構造改革特区の検討	・財源の確保	
	・芸術分野の教育普及事業の実施		・財政運営の健全化		
文化・芸術	・文化活動施設の活用	財政	・行政経費の効率化	・公有財産の適正管理と運用	
	・郷土芸能・郷土文化の振興		・行政経費の効率化		
スポーツ	・体育施設の整備充実	財政	・公有財産の適正管理と運用		
	・生涯スポーツの推進				
スポーツ	・団体との連携、指導者の育成・確保				
	・各種スポーツ大会への支援、スポーツ合宿の誘致				

明日を拓く心豊かな人づくりをめざして

住民参加と協働による行政運営をめざして

5月15日付で町職員の人事異動を行いました。

【町辞令】（ ）内は前職。

総務環境部
 財政課財産管理係長 玉置知文（清掃センター業務係長）
 清掃センター業務係長 三島貢樹（経済部農務課農政係）
 経済部
 経済部農務課農政係 藤尾岳史（総務環境部付）

公表される震度に「ウトロ地区」が追加されます。

突然、「グフラツ」ときたら、まず、身のまわりの安全を確認した後、みなさんは何をしますか？テレビやラジオのスイッチを入れて、震度や震源の確認をする方も多いと思います。その時、公表される斜里町の震度は、今まで、役場本庁舎に設置されている震度計が感知したものでだけでした。

6月20日からは、これに加えて、ウトロ地区の震度も公表されることになりました。

このことで、今より早く、そして、町内広域の状況を把握することが可能となります。震度計が設置されている場所は、ウトロ漁村センターの敷地内です。